

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具 体 的 な 国 の 施 策（事 業）	措 置 状 況	省 府 名
		予算額 (百万円)	
<p>てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようするために、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てるとの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするために、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進するため、新たに「地域間交流推進校」を設置（再掲）</li> <li>・学卒者、離職者、在職者を対象として都道府県の公共職業能力開発施設等における職業訓練の実施に対する支援の推進</li> <li>・児童館、公民館、保健センターなどにおいて、年長児童が赤ちゃんと出会い、ふれあい、交流する年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業</li> <li>・農山漁村の男女共同参画の推進</li> </ul>	補助金等  補助金等  補助金等  補助金等	381  12,286  *279  12
<p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p>			
<p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることができることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度より、「学力向上アクションプラン」として、①個に応じた指導の充実、②学力の質の向上、③個性・能力の伸長、④英語力・国語力の増進の4本の柱からなる総合的な施策パッケージに取り組むなど、「確かな学力の育成」に関する様々な取組を推進（学力向上アクションプラン）</li> <li>・教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の具体的な取り組みを支援する第7次公立義務教育諸学校教員定数改善計画を実施</li> <li>・優れた知識経験や技能を有する社会人を学校現場に活用するため、教員免許状を有しない者が非常勤の講師として各教科等の領域の一部を担当することができる制度を推進（平成13年度：14,695件）</li> <li>・緊急地域雇用創出特別交付金の活用による学校教育活動への外部人材の導入（学校いきいきプラン）</li> </ul>	補助金等  借取立て等 （特別非常勤講師配 置事業費補助） 補助金等 （特別非常勤講師 配 置事業費補助の内 数）  緊急地域雇用創出 特別交付金を一部 活用（厚生労働省 所管）	4,896  *2,787,864  263  文部科学省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
(イ) 豊かな心の育成  豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校・家庭・地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。	・教育委員会・学校において創意工夫を生かすとともに、「心のノート」や「心のせんせい」を活用した道徳教育の推進、教員の指導力の向上	補助金等 240	文部科学省
	・児童生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」を全ての小・中学生に配布し、道徳性を育成	補助金等 360	文部科学省
	・道徳教育の教師用指導手引資料を小・中学校の全学級に配布	補助金等 49	文部科学省
	・地域の人材や多様な専門分野の優れた社会人の協力を得ることにより、子どもの心に響く道徳の授業の推進、教員の道徳教育に対する意識及び指導力の向上を図りながら、心の教育を充実させ、児童生徒の豊かな心の育成を図るため「心のせんせい」を配置	補助金等 82 (特別非常勤講師配置事業費補助の内数)	文部科学省
	・各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進するため、新たに「地域間交流推進校」を設置（再掲）	補助金等 381	文部科学省
	・各都道府県・指定都市において、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施	補助金等 3,994	文部科学省
	・生徒達が悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるように、全国の公立中学校に「心の教室相談員」を配置	補助金等 1,080	文部科学省
	・児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機関を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの整備を推進（再掲）	補助金等 851	文部科学省
	・モデル地域を指定し、学校・教育委員会・関係機関（児童相談所、保護司、児童委員、精神科医、警察など）からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりについての研究を実施（再掲）	補助金等 89	文部科学省
	・子どもたちが本物の文化芸術に直に触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るために、学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞機会を充実	補助金等 4,440	文部科学省
	・少年の問題行動が多様化・深刻化している現状を踏まえ、少年の立入り支援など個別ケースや課題ごとに、権限を有する関係機関が協働して対応することを目的とする少年サポートチームの結成を促進	ガイドライン等	警察庁

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方針（事業）	措置状況	省庁名	
			予算額 (百万円)	
(ウ) 健やかな体の育成  子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後における運動部活動等を通じて、子どもたちがスポーツの楽しさ、爽快感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資する事業を実施（部活動わくわくプラン21）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツ活動の楽しさを気軽に親しむことのできる環境づくりを推進するため、学校・地域・家庭等による総合的な方策を展開</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人教員研修センターにおいて、体育の教員に対する学校体育指導者中央講習会などを開催（企画：文部科学省）</li> </ul>	補助金等	1,480	文部科学省
(エ) 信頼される学校づくり  学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることができることを望ましい。  また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。  さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。  あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、学校の管理下での事件・事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯や救急処置等の訓練などを実施する「防犯教室」の開催を推進するなど、学校安全の充実等の総合的な取組を推進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員について、都道府県及び市町村の教育委員会に対してその設置及び活用を促進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>通学区域の弾力的運用については、関係法令の改正によって、市町村教育委員会に対して、いわゆる学校選択制を導入する場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取できることや、就学校の変更の際の要件及び手続を明確化し公表するとともに、事例集の作成、配布などにより特色的な取組みを紹介</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員一人一人の能力や実績等が適正に評価され、それが配置や研修、給与等の処遇に適切に結び付けられるよう教員の人事管理の改善を図るため、教員の評価システムの改善について、都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会に実践的な調査研究を委嘱</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>一日の大半を学校で過ごす児童生徒に安全で豊かな学習環境を確保するため、学校施設の耐震化・老朽化対策を中心に、建物の木質化や校庭の芝生化をはじめとする屋外教育環境の整備等、公立学校施設の整備充実を推進</li> </ul>	補助金等 その他 その他 その他 補助金等 その他 その他 補助金等	371 395 114 * 156,202	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具 体 的 な 国 の 施 策 （事 業 ）	措 置 状 況 予算額 (百万円)	省 庁 名
<p>(才) 幼児教育の充実            幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。            また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。            さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の成長の様子や大人たちのかかわり方、幼稚園の果たす役割などについて理解を深めるためのホームページを開設し、「幼児とともにここをはぐくむキャンペーン」を実施</li> <li>・幼児期の教育と小学校以降の教育との適切な接続の在り方を探るため、総合的な調査研究を実施</li> <li>・幼稚園教育の条件整備を中心とする総合的な実施計画である「幼児教育振興プログラム」を平成14年3月に策定</li> </ul>	補助金等  補助金等  その他	52 文部科学省  53 文部科学省  文部科学省
<p>ウ 家庭や地域の教育力の向上            子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。</p>			
<p>(ア) 家庭教育への支援の充実            家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理觀や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものである。            育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要である。また、子育て経験者等の「子育てサポーター」としての養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学時健診等の機会を活用した家庭教育に関する講座の全国的な実施</li> <li>・親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育手帳を中学生以下の子どもを持つ親に配布</li> <li>・子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽な相談やきめ細かなアドバイスを行う子育て経験者等の「子育てサポーター」を配置するとともに、父親の家庭教育の参加を促進するため、父親の役割を考えるフォーラム等を実施</li> </ul>	補助金等  補助金等  補助金等	519 文部科学省  340 文部科学省  560 文部科学省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・関心に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた、総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成を支援</li> </ul>	補助金等 744	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに設置された「子どもゆめ基金」による、民間団体が行う子どもの体験活動等への助成</li> </ul>	補助金等 2,300	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行うモデル事業の実施を通して、体験型環境学習を推進</li> </ul>	補助金等 126	文部科学省
(イ) 地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動の取組を推進</li> </ul>	補助金等 61	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動を促進するためのモデル事業を実施</li> </ul>	補助金等 *2,067	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域社会が連携することの重要性に鑑み、地域ぐるみでたくましい心豊かな児童生徒を育成することに役立つよう、学校施設に地域住民等が利用する施設を整備（再掲）</li> </ul>	補助金等 *156,202	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を一層推進</li> </ul>	補助金等 409	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢農業者と小・中学生が世代間交流し、農村における暮らし等を学ぶ活動を支援</li> </ul>	補助金等 *106	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山村等の恵まれた自然環境等を活用し、山村等中山間地域と都市の子ども達が農山村の伝統文化へのふれあいや相互の交流・各種体験活動を促進するための施設を整備</li> </ul>	補助金等 *10,937	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育分野と連携した学校内外における森林内での様々な体験活動を通じた森林環境教育、森林づくりへの直接参加、健康づくりのための森林の活用など多様な要請に対応した森林・施設の整備と利用を推進</li> </ul>	補助金等 *3,334	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等と森林管理署が協定を締結し、学校や子どもたちの創意工夫により様々な体験活動や学習活動を継続的に行えるフィールド（「遊々の森」）の設定を推進</li> </ul>	その他	農林水産省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に学び、自然を体験する自然との豊かなふれあいの場の整備</li> <li>・子どもたちが地域の中で自主的に環境活動を行うことを支援する「子どもエコクラブ」事業の実施</li> </ul>	補助金等 14,278 補助金等 96	環境省 環境省
エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進  街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出会い系サイトに係る犯罪被害防止対策</li> <li>・各種広報啓発活動の推進 被害防止教室及び教育関係者・プロバイダ等業者を交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布等、児童の犯罪被害防止のための広報啓発活動を推進</li> <li>・関係機関・関係業界等に対する被害防止のための指導の要請 教育機関、PTA、電話会社等と被害防止対策会議を開催するなど相互の連携を図るとともに、プロバイダ、サイト開設者に対し、児童の被害防止のための措置を要請</li> <li>・フィルタリングシステムの導入促進 フィルタリングシステム導入の必要性についての広報啓発用リーフレットをあらゆる機会を通じて配布</li> <li>・青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、海外における先進的な取組の調査等を実施するとともに、PTAが実施しているテレビ番組の全国モニタリング調査を支援</li> </ul>	その他 その他 その他 その他	警察庁 警察庁 警察庁 文部科学省
(4) 子育てを支援する生活環境の整備			
ア 良質な住宅の確保  子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。 また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ることが望ましい。 さらに、住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定優良賃貸住宅 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を拡大</li> <li>・高齢者等の住宅資産の流動化による住み替え支援の促進 高齢者等の住宅資産の流動化及び住替えを促進しつつ、子育てを担うファミリー世帯に良質な賃貸住宅を供給するため、高齢者等の住宅資産の賃貸化及び円滑な住替えの支援体制を整備するなどの施策の実施</li> <li>・多子世帯向け賃貸住宅制度 既設の公社等の住宅を改善・更新し、子育て期にある多子世帯等に良質な賃貸住宅を供給</li> <li>・公営住宅における優先入居 公営住宅への入居の選考に際し、地方公共団体の判断により18歳未満の児童が3人以上いる世帯に対する優先的な取扱の実施</li> </ul>	補助金等 *345,872 補助金等 *345,872 補助金等 *345,872 その他	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
イ 良好的な居住環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定優良賃貸住宅における優先入居 同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要のある者については、原則として募集戸数の一定割合について、優先的に公募抽選により入居者を選定</li> </ul>	その他		国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業における子育て支援施設との一体的整備 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を推進する市街地再開発事業において、一定の条件を満たす場合、施設建築物内への社会福祉施設等の導入に対する補助を実施することにより、社会福祉施設等の立地を促進</li> </ul>	補助金等	*40,539	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地整備総合支援事業の推進 大都市地域等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行う住宅市街地整備総合支援事業の推進により、職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進</li> </ul>	補助金等	*67,300	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シックハウス対策 シックハウス対策のための技術開発や室内空気中の化学物質濃度の実態調査等を行い、必要なシックハウス対策を推進</li> </ul>	補助金等	*472	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の改正（平成15年7月1日施行） 住宅やビル等の居室を対象として、クロルビリホスの使用禁止、ホルムアルデヒドに関する建築材料の使用制限及び換気設備の設置の原則義務付けを行う等の所要の措置を実施</li> </ul>	その他		国土交通省
ウ 安全な道路交通環境の整備				
(ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、幅の広い歩道の整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進</li> </ul>	補助金等	314,062	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、公安委員会と連携し、歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進</li> </ul>	補助金等	38,822	国土交通省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事 業）	措 置 状 況		省庁名
		予算額 (百万円)		
工 安心して外出できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等をはじめとする全ての人々が日常的な健康づくりや余暇活動が行えるようユニバーサルデザインによる都市公園等の整備を推進</li> <li>・幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進</li> <li>・河川空間のバリアフリー化 河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢者の割合が著しく高い地域等において、水辺にアプローチしやすいスロープや手摺り付きの階段、緩傾斜堤の整備等バリアフリー化対策を実施し、高齢者、障害者、子ども等を含む全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い親しめる河川空間を創出</li> <li>・高齢者・身体障害者等をはじめとした誰もが利用しやすいよう、鉄道駅等の旅客施設、バスなどの車両等のバリアフリー化を推進</li> <li>・公共交通機関旅客施設の移動の円滑化整備ガイドラインの作成・普及</li> <li>・ハートビル法の改正（平成15年4月1日施行） 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、及び特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の所要の措置を実施</li> </ul>	補助金等	* 142,839	国土交通省
(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化  妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合、社会福祉法人、N P O 法人等が商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助（200か所の内数）（再掲）</li> <li>・育児、健康管理等のための施設を備え、女性農業者による特產品開発や農産物加工等の活動を総合的に支援する施設（女性アグリサポートセンター）を整備し、女性の経営参画を促進</li> <li>・地域水産物の加工・販売等に取り組む女性組織を支援するため、育児用スペース等を備えた活動拠点施設の整備</li> <li>・高齢者・障害者等をはじめとする全ての人々が日常的な健康づくりや余暇活動が行えるようユニバーサルデザインによる都市公園等の整備を推進（再掲）</li> </ul>	補助金等	314,062	国土交通省
		その他	4,300	国土交通省
		補助金等	* 354,470	国土交通省
		その他		国土交通省
		その他		国土交通省
(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</li> </ul>	補助金等	* 1,000	経済産業省
		補助金等	* 19,491	農林水産省
		補助金等	* 3,148	農林水産省
		補助金等	* 142,839	国土交通省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
（ウ）子育て世帯への情報提供 「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。	・インターネット上での交通バリアフリー情報提供	その他	国土交通省
オ 安全・安心まちづくりの推進等 子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。			
（ア）通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進	・安全・安心まちづくりの推進 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進	ガイドライン等	警察庁
（イ）道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施	・街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯） 防犯灯に非常用赤色灯・非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を設置し、緊急時に警察署等に直接通報することができる街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備を推進	補助金等 ガイドライン等	警察庁 125
また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。	・子ども緊急通報装置 緊急通報ボタンを押すと赤色灯と非常ベルが作動するとともに、通報者の画像と音声が所轄の警察署に送信され、警察職員との通話が可能となる子ども緊急通報装置の整備を推進	ガイドライン等	警察庁
（カ）職業生活と家庭生活との両立の推進		その他	警察庁
ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分	・企業が両立支援対策の進展度合いを自ら点検できる「両立指標」の周知及び活用の促進等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進	その他	厚生労働省

## 「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況	省庁名
		予算額 (百万円)	
担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。	・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を実施	その他	厚生労働省
イ 仕事と子育ての両立の推進 保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進等を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センターの設置促進（再掲）</li> <li>・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発</li> </ul>	補助金等  その他	厚生労働省  厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・育児と農業経営の両立支援のための研修の実施、体制の整備等</li> <li>・女性の出産・育児と農業経営の両立支援のためのマニュアルの策定、子育て相談員の養成</li> </ul>	補助金等  補助金等	農林水産省  農林水産省
(6) 子ども等の安全の確保			
ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを交通事故から守るために、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。			
(ア) 交通安全教育の推進 子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国規模でブロック単位ごとにモデル中学校を選定し、交通安全教育推進協議会の設置、交通安全教育リーダーの育成及び交通安全教室の開催、さらに、これら成果を踏まえた指導マニュアルの作成により、中学生に対する体験型交通安全教育を推進するとともに、地域社会における交通安全教育指導者を育成（平成14、15年度の2か年事業）</li> <li>・道路交通法に基づき、交通安全教育の内容及び方法等を定めた交通安全教育指針を作成し、公表</li> </ul>	補助金等  その他	警察庁  警察庁